

幼児教育・保育の無償化に係る

認定のご案内

(新2号・新3号認定)

令和8年度

※認定こども園(1号認定)・
幼稚園の預かり保育を
利用する方向け



も く じ

1. 国の幼児教育・保育の無償化の概要について	1
2. 対象施設について	1
3. 対象者について	1
4. 無償化支給上限額について	1
5. 申請書類・保育を必要とする事由について	2
6. 施設等利用給付費の請求方法（償還払い）について	3
7. 認定後の手続きについて	3

大阪狭山市教育委員会 こども政策部こども育成グループ

〒589-8501 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1

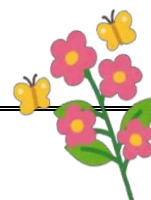
T e l . 072-366-0011 (内線317・318・319)

1. 国の幼児教育・保育の無償化の概要について

令和元年10月から、国による幼児教育・保育の無償化が始まりました。3歳児クラスから5歳児クラスの子どもと、市町村民税非課税世帯等の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料が無償となります。預かり保育を利用する世帯については、1号認定（教育利用）を受けて対象施設に在籍する子どものうち、保育の必要性の認定を受けた場合、預かり保育の利用料が無償となります（※上限があります）。

2. 対象施設について

認定こども園（教育部分）、幼稚園



3. 対象者について

大阪狭山市から1号認定（教育認定）を受けて対象施設に在園し、預かり保育を利用する世帯のうち、下記の条件を全て満たす子どもが対象です。

認定区分	対象者
新2号認定	① 3歳児から5歳児クラスの子ども ② 保護者に「保育を必要とする事由」がある ※所得制限なし
新3号認定	① 0歳児から2歳児クラスの子ども ② 保護者に「保育を必要とする事由」がある ③ 市民税非課税世帯 ※課税対象年度 ・当該年度4～8月利用分：前年度課税状況 ・当該年度9～3月利用分：当該年度課税状況

※保護者の「保育を必要とする事由」については、P.2の「5. 申請書類・保育を必要とする事由について」をご確認ください。

4. 無償化支給上限額について

日額単価×1ヶ月の預かり保育利用日数を支給限度額として、支給限度額と実際に施設に支払った預かり保育料を比較し、低い方の金額を支払います。ただし、月上限金額を上回る場合は、月上限額が支払額となります。

	令和8年9月30日分まで	令和8年10月1日分から
預かり保育料（3～5歳児）（月上限）	11,300円	12,300円
預かり保育料（0～2歳児）（月上限）	16,300円	17,700円
預かり保育料（日額単価）	450円	490円

5. 申請書類・保育を必要とする事由について

新2・3号の申請をする場合は、以下の書類の提出が必要です。

- 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- 両親の保育を必要とする事由（下表参照）を証明する書類
- 課税証明書（※新3号認定の申請をする場合に必要です）

※市での申請書受付日（※就労内定の方は、申請書受付日より後に就労開始となる場合については就労開始日）から認定となります。遡って認定することはありませんのでご注意ください。

※保育の事由によって、認定の有効期間が異なります。

保育を必要とする事由	必要書類	注意事項
① 就労 保護者のいずれもがひと月に64時間以上仕事をしている。（※）	・ 就労証明書	<u>月に64時間以上</u> 働いていることが必要です。 ※必ず勤務先の人事担当者に記入してもらってください。
② 産前産後 母親が妊娠中であるかまたは出産後間もない（期間は、出産（予定）日から起算して8週前の日が属する月の初日から、産後は出産（予定）日から起算して8週を経過する日が属する月の末日まで）。	・ 妊娠証明書または 母子健康手帳の写し	表紙（保護者の名の確認）と出産予定日のわかるページの写しを提出してください。
③ 疾病・負傷・障がい 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいがある。	・ 診断書等医師の証明、 障害者手帳の写し	通院の場合は、頻度及び保育の可否を記入してください。
④ 介護・看護 長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障がいがある同居の親族を常時介護または看護している。	・ 申立書（介護・看護する人） ・ 診断書等医師の証明（介護・看護される人）	障がいまたは介護の状況についてできるだけ詳しく記入してください。
⑤ 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。	・ 申立書 ・ 罹災証明書の写しなど	被害状況等についてできるだけ詳しく記入してください。
⑥ 求職活動（起業準備を含む） 求職活動（起業準備を含む）を継続に行っている（認定後、3カ月以内に就労することが必要）。	・ 申立書	求職活動状況を確認するため別途資料の提出や調査をさせていただくことがあります。
⑦ 就学（職業訓練等を含む） 就学している（職業訓練等を含む）。（※）	・ 在学証明書または学生証の写し ・ カリキュラムまたは時間割	<u>月に64時間以上</u> 就学していることが必要です。
⑧ 児童虐待・DVのおそれ 児童虐待、またはDVのおそれがある。	・ 申立書など	具体的な状況を記入してください。
⑨ 育児休業の継続利用 育児休業を取得する場合に、すでに保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要である。	・ 就労証明書または 育児休業証明書	必ず勤務先の人事担当者に記入してもらってください。
⑩ その他、教育委員会が認める①～⑨に類する状態にある。	・ 申立書など	こども育成グループに相談してください。

（※）1日の就労・就学時間は、休憩・通勤・通学時間は含みません。

6. 施設等利用給付費の請求方法（償還払い）について

年に2回（11月・4月頃予定）、本市から対象者の方宛てにご案内を送付します。請求書、利用施設で発行される「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書」、振込口座の分かるものをご提出いただき、還付いたします。

7. 認定後の手続きについて

【現況確認について】

保育の必要性が継続しているかどうかを確認するために、現況届及び証明書類の提出が必要となります。現況届等の提出がない場合、給付認定が継続できなくなることがありますので、必ず提出してください。対象となる方には、具体的な手続きについて、別途ご案内させていただきます。

【保護者の保育を必要とする事由や世帯の状況に変化があった場合】

認定後、下表のように、保護者の保育を必要とする事由や世帯の状況に変化があった場合は、変更の手続きを行う必要があります。詳しくは、こども育成グループにお問い合わせください。

主な変更の内容	必要な手続き・届出
大阪狭山市外へ転出する	こども育成グループに連絡してください。
大阪狭山市内で転居する（住所が変わる）	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続きなどについてご案内します。
保護者または子どもの氏名が変わる	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続きなどについてご案内します。
電話番号が変わる	こども育成グループへ新しい番号をお知らせください。
仕事を辞める	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続きなどについてご案内します。
勤務先（異動も含む）、就労時間・日数が変わる	改めて「就労証明書」を提出してください。
育児休業が終了し、仕事に復帰する	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続きなどについてご案内します。
世帯構成が変わる （離婚・再婚、祖父母と同居など）	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続きなどについてご案内します。
認定が不要となったとき	こども育成グループに連絡してください。 必要な手続きなどについてご案内します。

※原則、認定の有効期間内に手続きが必要です。

